

第五十六号議案

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年五月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江戸川区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項に次のただし書を加え、同項を同条第四項とする。

ただし、前項の規定により申請をした第一項第一号に該当する者に係る保険料の減免は、当該やむを得ない事情が生じた日以後の納期限に係る保険料から適用するものとする。

第二十四条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する提出の期限までに減免の申請をす

ることができないやむを得ない事情があると区長が認めるときは、当該期限が経過した後においても減免の申請をすることができる。

付則に次の三条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第七条 給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（健康保険法第三

条第六項に規定する賞与を除く。）をいう。以下同じ。）の支払を受けている

被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス

感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）

附則第一条の二に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に

感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)
は、その労務に服することができなくなつた日から起算して三日を経過した日
から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日
について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以
前の直近の継続した三箇月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した
金額（その金額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十
円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。）の三分の二
に相当する金額（その金額に、五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、
五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。）
とする。ただし、健康保険法第四十条第一項に規定する標準報酬月額等級の最
高等級の標準報酬月額の三十分の一に相当する金額（その金額に、五円未満の
端数があるときはこれを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときはこれ
を十円に切り上げるものとする。）の三分の二に相当する金額（その金額に、
五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数が
あるときはこれを一円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額
とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して一年六箇月を超
えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第八条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受け、給しな
き者に対しては、これを受け、給しな期間、傷病手当金を支給しな
い。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第二項の規定により
算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第九条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発
熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、その受けること
ができる見込みであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けること
ができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受け、給しなかつ
た場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその受けた額
と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手
当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事
業主から徴収する。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の付則第七条から第九条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和二年一月一日から同年九月三十日以後の江戸川区規則で定める日までの間にある場合について適用する。

(説明)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、被保険者に係る保険料の減免及び傷病手当金の支給に関する規定を定める必要があるので、本案を提出いたします。